

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	デハイダー(JC-ⅢA) 用部品ほか11点 買 入	19:産業用 機器	花木工業(株)大阪 支店	1,955,910	令和6年11月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-

随意契約理由書

1 案件名称

デハイダー(JC-ⅢA)用部品ほか 11 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本件は、豚及び牛のと畜解体作業において、背骨を二分割する際に用いる電動鋸（バスターⅥ）並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー（JC-ⅢA）、牛の皮剥ぎを行うためのダンプラーを構成する純正部品を買入れるものである。

電動鋸（バスターⅥ）、及びデハイダー（JC-ⅢA）、ダンプラーについては、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造している。

花木工業株式会社大阪支店は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店かつ販売店であるため、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）